

○学校法人愛知淑徳学園法人役員等退職金規程

第1条 理事長（常勤）及び常任理事の役員退職金は、退職時における学園の支給する理事（長）手当月額に、「愛知淑徳学園退職手当支給規程」の「別表」3欄の勤続期間率を乗じた額とする。

第2条 常任理事以外の理事及び監事、評議員は別表の通りとする。

第3条 特に功績のあった役員及び学園職員については、学園理事会の審議を経て、上記の他に1000万円を超えない範囲で退職功労金を支払うことができる。

第4条 この規程を変更し又は廃止するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、平成2年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

愛知淑徳学園法人役員等退職金表

年数 役職		平成2年3月改正				
		1年未満	1年以上 ～3年未満	3年以上 ～5年未満	5年以上 ～10年未満	10年以上
理事		30,000円	100,000円	200,000円	400,000円	(以上1年につき30,000円)
監事		25,000円	70,000円	150,000円	250,000円	(以上1年につき25,000円)
評議員		20,000円	50,000円	100,000円	150,000円	(以上1年につき20,000円)